

令和5年度

# 事業概要

社会福祉法人 昭徳会

自立援助ホーム 慈 泉 寮

自立援助ホーム か り ん

就労支援事業 サポートいずみ

名古屋市社会的養育ステップハウス事業

## 目 次

### 社会福祉法人 昭徳会 基本理念・基本方針

#### 1 施設の概要（慈泉寮）

- (1) 設置目的
- (2) 名称及び所在地
- (3) 設置経営
- (4) 入居定員
- (5) 沿革
- (6) 敷地及び建物
- (7) 建物平面図
- (8) 組織及び職員数

#### 施設の概要（かりん）

- (1) 設置目的
- (2) 名称及び所在地
- (3) 設置経営
- (4) 入居定員
- (5) 組織及び職員数

#### 2 援助事業内容

#### 3 援助目標

- (1) 生活援助
- (2) 就労援助
- (3) 退居後援助

#### 4 入居及び退居

#### 5 利用料について

#### 6 名古屋市児童養護施設等退所児童就労支援事業

#### 7 名古屋市社会的養育ステップハウス事業

社会福祉法人 昭徳会 基本理念

# 「幸福」

社会福祉法人 昭徳会 基本方針

- 1 ひとりひとりに、思いやりの心をもって接します
- 2 ひとりひとりを尊重し、その人に合った支援、援助をします
- 3 ひとりひとりを大切に、まごころで接します
- 4 わたしたちは、すべての人の幸福を目指し、たゆみなく援助技術の向上に努めます
- 5 わたしたちは、お互いに助け合い、よりよい生活ができるよう努めます

## 1 施設の概要（慈泉寮）

### （１） 設置目的

義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進を図ることを目的とする。

### （２） 名称及び所在地

名 称	自立援助ホーム 慈泉寮
所在地	名古屋市昭和区福江3丁目5番10号

### （３） 設置経営

社会福祉法人 昭徳会

### （４） 入居定員

8名 （男子 4名・女子 4名）

### （５） 沿革

ア 名古屋市は、平成2年度民生事業の一環として、新たに児童の自立相談援助事業を開始するため、自立援助ホームの設置及び経営を社会福祉法人昭徳会に委託された。

イ 昭徳会ではこれを受け、市から施設整備資金の一部補助を受け、名古屋市昭和区駒方町にあった旧法音寺学園の建物を全面改装して居室とし、平成3年1月に自立援助ホーム慈泉寮を開設した。

ウ その後事業は、順調に推移したが、建物用地返却の問題から建物の移転を余儀なくされたが、幸いにも法音寺信徒故中村時三氏のご遺志により、ご遺族から現在地の土地を無償でご提供いただき、平成9年3月に建物を新築した。

エ 平成10年4月、国においては、児童福祉法の一部改正を行い、自立援助ホームは、「児童自立生活援助事業」とし、児童居宅生活支援事業の一類型として法定化された。

オ 平成21年4月、国においては、児童福祉法の一部改正を行い、「児童自立生活援助事業」が補助事業から児童保護措置費事業へと変わる改革が行われた。

カ 平成23年4月、児童保護措置費制度の事務費が現員払い

から定員払いとなる。

キ 平成24年4月、機能強化を図るために定員を男子4名  
女子4名の8名とする。また、名古屋市補助事業として児  
童養護施設等退所児童就労支援事業を新たに開始。

ク 平成29年6月、名古屋市委託事業として名古屋市ステッ  
プハウスモデル事業を新たに開始。

ケ 令和2年4月、名古屋市ステップハウスモデル事業が名古  
屋市社会的養育ステップハウス事業に名称変更。

(6) 敷地及び建物

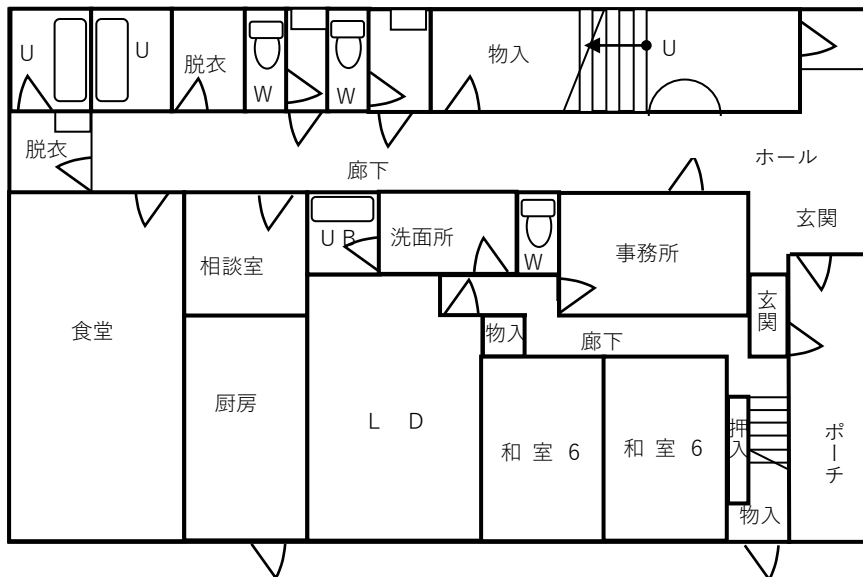
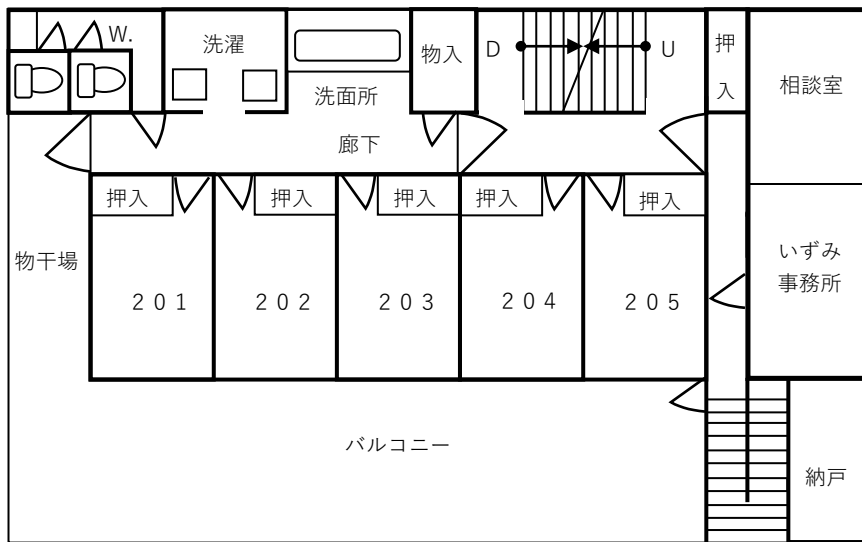
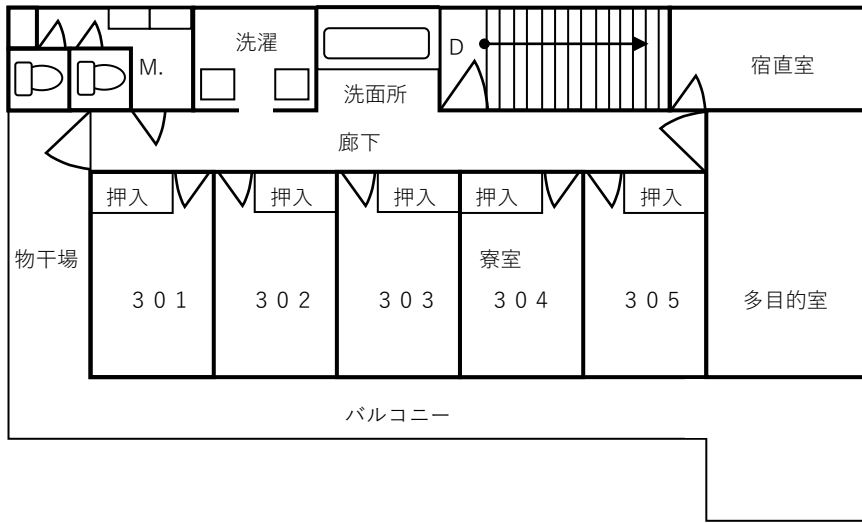
敷地面積	506.45㎡
建物構造	鉄骨造スレート葺 3階建
建物延面積	470.40㎡

(7) 組織及び職員数

寮長	児童指導員・保育士	(3名)
(兼務)	自立支援担当職員	(1名)
	非常勤心理担当職員	(2名)

(8) 建物平面図(慈泉寮)

鉄骨3階建 (敷地面積~506.45㎡・建物面積~470.40㎡)



## 施設の概要 (かりん)

### (1) 設置目的

児童養護施設等を義務教育終了後退所した支援が必要な子どもたち、又は家庭の事情により行き場を失い援助を必要として1人で生活していかなければならない15歳～20歳(状況に応じて22歳の年度末)までの就学者を対象として支援を行い、社会的自立の促進を図ることを目的とする。

### (2) 名称及び所在地

名 称 自立援助ホーム かりん

所在地 名古屋市昭和区御器所3丁目2番13号

### (3) 設置経営

社会福祉法人 昭徳会

### (4) 入居定員

女子5名

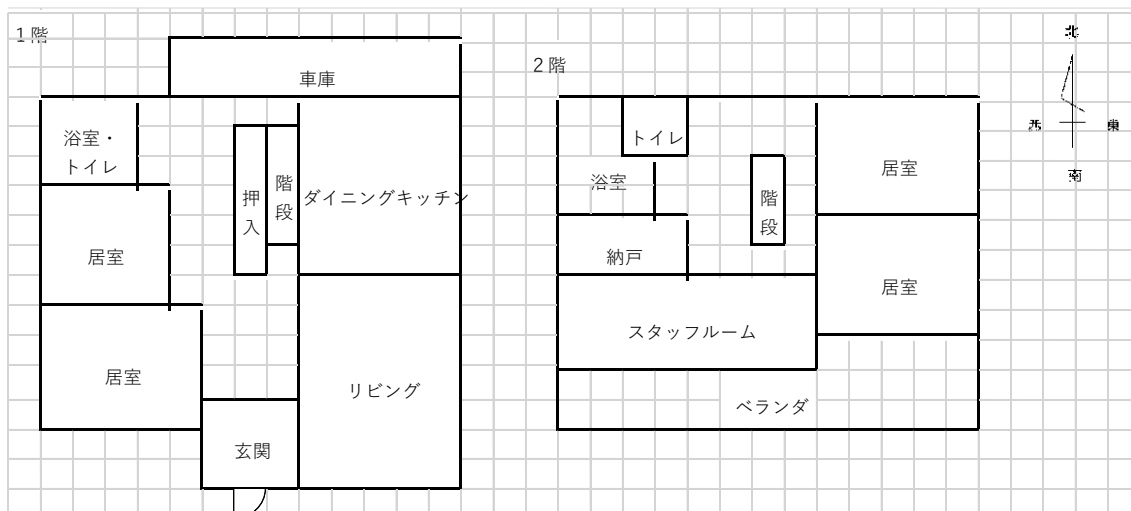
### (5) 沿革

名古屋市内において特に女子の就学者の居住先が不足しており、受皿の確保として、平成30年4月1日に主に就学者の女子を対象とした自立援助ホームかりんを開設した。

### (6) 組織及び職員数

ホーム長 (兼務) ————— 保育士 (2名)  
 ————— 自立支援担当職員 (1名)

### (7) 建物平面図 (かりん)



## 2 援助事業内容

- (1) 自立に失敗した児童等、自立の見通しが立たない児童等に対して生活の場の提供と再出発に向けて相談援助を行い、社会的に自立できるように努めること。
- (2) 職場等の開拓にあたっては、幅広い分野にわたって理解を求め、児童等の就労の場を広げるとともに、その児童等に適した職場の選択をさせ、就労自立を図ること。
- (3) 児童相談所、福祉事務所、司法関係、公共職業安定所、雇用主等の関係者並びに関係機関とのネットワークを図り、児童等にとっての最善の選択に努めること。
- (4) ホームを退居した児童等に対する生活相談などに努めること。

## 3 援助目標

児童等の状況を十分に把握し、双方で自立の目途を確認した上で、本人目標を定め、それに向けて毎日の生活、仕事が充実するよう取組み、将来的に自己生活が営まれるよう、社会に適応できる人づくりの援助を行う。

### (1) 生活援助

- ア 自分に合った生活をするとともに、社会生活を送るための自覚を認識するよう助言・援助を行います。
- イ 自己生活が機能するよう、健康管理、金銭管理、余暇活用等、日常生活における必要最低限の常識を身に付けるための援助を行います。

### (2) 就労援助

- ア 自分のために「働く」ということが、どういうことなのか理解させ、就労への取組み姿勢及び職場での対人関係に関する指導・助言を行います。
- イ 協力事業所と連携して、児童等の状況を把握し、本人が継続して就労できるよう労働に対する意欲を持たせるための援助を行います。

### (3) 退居後援助

- ア 退居した児童等の状況により引き続き、生活や就労が安定したものとなるよう、アフターフォローを行います。
- イ 退居した児童等から生活・就労相談があった場合は、ケースに応じて対応し、適切な助言等を行い、その児童等にとって最善な選択ができるようにします。

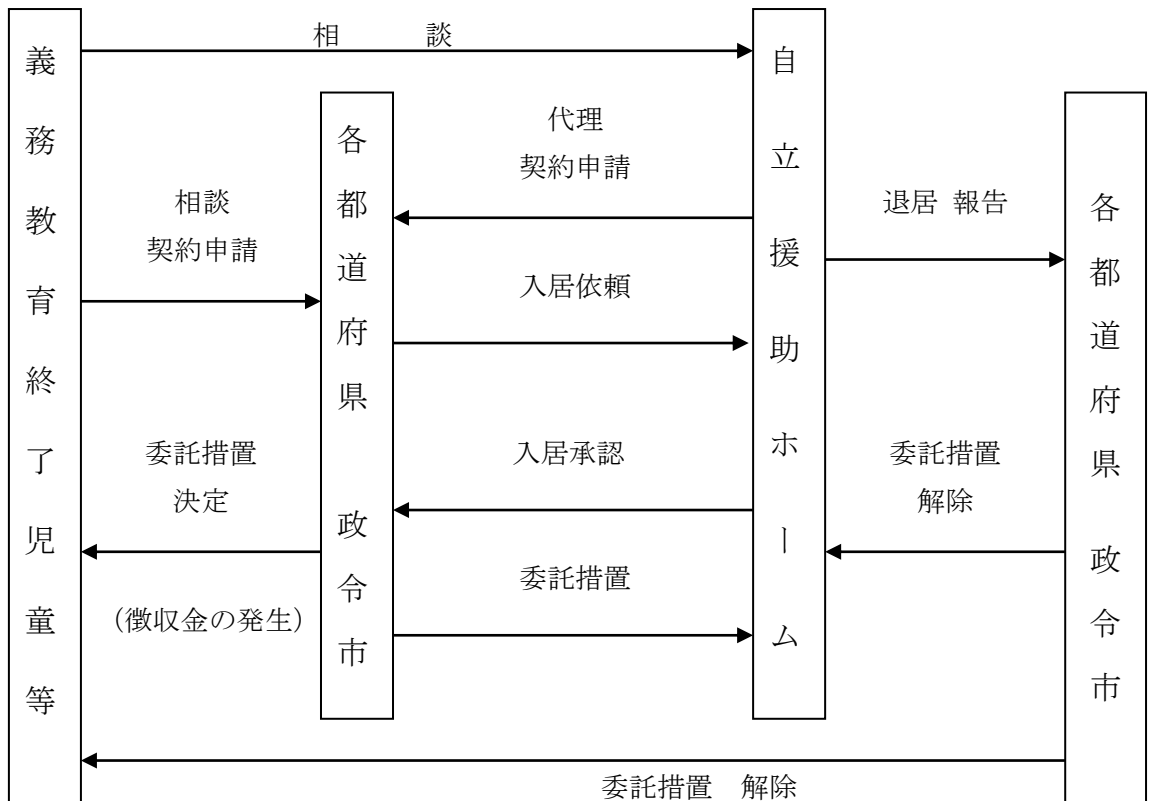


#### 4 入居及び退居

- (1) ホームに入居できる対象児童等は、名古屋市自立援助ホーム事業実施要綱第3条の規定に基づき義務教育を終了した20歳未満の児童等とします。
- (2) 入居については、名古屋市へ義務教育終了児童等からの申込(契約申請)、もしくは、当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、自立援助ホームが当該申込書の提出を代わって行います(代理契約申請)。

ホームに入居できる期間は、概ね1年までを目途としていますが、児童等の生活及び就労状況により、寮長と名古屋市が協議を行い、委託の継続又は解除の決定を行います。

入居及び退居の手続き例



## 5 利用料について

### ア 入居者負担金

ホームに入居中は、給食費、建物維持補修費、及びその他の共益費を負担しなければならないこと。

一人当たり、1ヶ月の負担金は、次のとおり。

○ 給食費（毎日朝・夕食）	20,000円
○ 建物維持補修費	10,000円
○ 共益費（光熱水費）	5,000円

### イ 現金、預金通帳等の預かり

寮に入居中、入居者の希望によって、現金あるいは預金通帳等を寮で預かるとともに、金銭出納に対する助言、援助を行うものである。

入居者が事業主から給料を受け取ったときは、生活費概算表を作成し、預貯金の額、各種支払い、生活費の額等を決め、金銭面での計画的な執行ができるように援助するものである。

## 6 名古屋市児童養護施設等退所児童就労支援事業

### (趣旨)

この要綱は、児童養護施設等に入所している児童が施設退所後に自立して安定した生活を送れるようになることを目的として、児童養護施設等からの相談に応じ、必要な就職活動の助言を行うとともに、ハローワーク等との連絡調整を行うなどの就労支援事業に対して補助する児童養護施設等退所児童就労支援事業の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事業の内容)

本事業での事業内容は、以下に定めるものとする。

#### (1) 退所を控えた子どもに対する支援

- ① 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ばせるための講習会・職場体験実習・職場訪問見学等、生活技能等を習得するための支援を行うこと。
- ② 退所を控えた子どもが抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。
- ③ 高校を中退・退学した子ども等の進路や就職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- ④ 子どもの入所施設等と連携の下、子どもとの関係性を深めるとともに、子ども同士の交流等を図る活動を行うこと。
- ⑤ その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

#### (2) 退所後の支援

- ① 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。
- ② 職場の対人関係、離職・転職等に関する就業上の問題や、進路、就職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- ③ 子どもが気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。
- ④ その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援を行うこと。

### 組織及び職員数

管理者	相談員	(1名)
	非常勤職員	(3名)

## 7 名古屋市社会的養育ステップハウス事業

### (趣旨)

この事業は、自立援助ホーム及び児童養護施設等を退所し、就労し自活する者に対し、自立援助ホーム職員により巡回見守りを行う住居の提供をすることで、無理のないステップでの自立を促進し、自立後の生活の安定を図ることを目的としたステップハウス事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (運営の主体)

本事業の実施にあたっては、本市において自立援助ホーム事業を実施している法人に委託するものとする。

### (対象者)

この事業の対象は、自立援助ホーム、児童養護施設、里親、ファミリーホーム及び一時保護所（以下「施設等」という。）を退所した者で、次のいずれも満たす者とする。

(1) 就労にあたり住居支援が必要と判断される者

(2) 次に掲げる者から推薦を得た者

ア 自立支援ホームを退所した者については自立援助ホームの管理者

イ 児童養護施設を退所した者については児童養護施設の施設長

ウ 里親、ファミリーホーム及び一時保護所を退所した者については児童相談所長

### (利用期間)

利用期間は1年以内とする。

### (ステップハウスの物件及び設備等)

- 1 ステップハウスの物件は市長が指定する住居とする。
- 2 ステップハウスの設備等は、利用者の日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、第2条の委託を受けた法人（以下「法人」という。）の職員等が利用者に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態とする。
- 3 ステップハウスは保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならない。
- 4 利用者の居室は個室とする。

(事業内容)

法人は、本市が本事業を円滑に実施するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 次条に定める利用者に対する自立支援
- (2) 物件や設備等の準備、整備及び管理
- (3) 利用にかかるルールの策定
- (4) 物件のある地域への説明、折衝及び地域との連携
- (5) 市長が指定する物件の借り上げ
- (6) その他、本事業を実施するにあたって市長が必要と認めるもの

(対象者に対する支援内容)

法人は、利用者が自立した生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、次に掲げる適切な援助及び生活指導等を行うものとする。

- (1) 施設等を退所し就職自立する者に対する住居の提供
- (2) 法人職員による巡回による見回り支援や生活指導及び就労継続指導
- (3) 利用者の退所施設等及び名古屋市民間児童養護施設入所児童等自立支援事業実施要綱に規定する自立支援を担当する職員との連携
- (4) 名古屋市児童養護施設等退所児童就労支援事業の実施者との連携による就労支援
- (5) 自治会活動への参加を通じた、地域との繋がり方や社会的自立の支援

令和4年度  
慈泉寮  
事業報告

目 次

- 1 入居者の状況
  - (1) 児童の入居状況
  - (2) 月別入・退居状況
  - (3) 入居措置種別
  - (4) 年齢別入居件数
  - (5) 経路別入居件数
  - (6) 退居先別件数
  
- 2 入居相談の状況
  - (1) 年齢別入居相談
  - (2) 経路別入居相談
  
- 3 アフターケア件数
  
- 4 収支予算書・決算書

## 1 入居者の状況

### (1) 児童の入居状況 (令和5年 4月 1日現在)

性別	年齢	入居年月日	職業	入居経路	出身施設
女	17	R3. 12. 1	サービス	愛知県児相	家庭
男	17	R4. 4. 1	販売 (全日制高校3年生)	名古屋市児相	家庭
女	19	R4. 6. 29	製造	名古屋市児相	児童養護施設
女	17	R5. 2. 1	飲食	名古屋市児相	家庭
男	17	R5. 3. 28	無職 (全日制高校3年生)	名古屋市児相	家庭
女	16	R5. 3. 28	無職 (全日制高校2年生)	名古屋市児相	家庭
女	16	R5. 3. 29	無職	名古屋市児相	家庭

### (2) 令和4年度 月別入・退居状況

月別	各月初日入居児数	当月新規入居児数	当月退居児数
4	3	2	0
5	4	2	1
6	5	2	1
7	6	0	0
8	6	0	1
9	5	0	0
10	5	1	1
11	6	1	2
12	4	1	1
1	4	0	0
2	5	1	0
3	5	3	1
計	58	13	8

前年度からの繰越2名、令和4年度中に入居した者13名、合計15名の援助を行った。年間の入居児延人数は、58名で月平均 4.83名であった。

## (3) 入居措置種別

種別	委託措置	一時保護委託	補導委託	私的契約	計
男	2	3	0	0	5
女	2	6	0	0	8
計	4	9	0	0	13

## (4) 年齢別入居件数

年齢	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳以上	計
男	1	2	1	1	0	5
女	1	3	2	2	0	8
計	2	5	3	3	0	13

## (5) 経路別入居件数

区分	児童養護施設	児童自立支援施設	児童相談所	家庭裁判所	弁護士	福祉事務所	その他	計
男	0	0	5	0	0	0	0	5
女	0	0	8	0	0	0	0	8
計	0	0	13	0	0	0	0	13

## (6) 退居先別件数

区分	アパート移動	会社寮等へ移動	他施設・機関へ移動	親族・知人宅へ移動	無断退所移動	その他	計
男	1	0	1	2	0	0	4
女	0	1	0	2	0	1	4
計	1	1	1	4	0	1	8



## 2 入居相談の状況

### (1) 年齢別入居相談

年齢	中学生	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上	不明	計
男	0	0	3	7	3	1	0	0	14
女	1	3	6	3	5	0	0	0	18
計	1	3	9	10	8	1	0	0	32

### (2) 経路別入居相談

経路別	児童養護施設	児童自立支援施設	児童相談所	家庭裁判所	保護観察所	弁護士	少年院	家庭その他	計
男	1	0	10	0	0	0	0	3	14
女	0	0	14	0	0	0	0	4	18
計	1	0	24	0	0	0	0	7	32

## 3 アフターケア件数

対応項目	来寮	訪問	電話	金銭援助	メール	トラブル等	宿泊	その他	計
男	35	7	154	0	175	0	0	146	517
女	30	7	76	0	197	0	0	124	434
計	65	14	230	0	372	0	0	270	951

#### 4 収支予算書・決算書（慈泉寮）

##### 令和4年度 収支決算書

(単位：円)

収 入		支 出	
利用料収入	1,969,646	人件費支出	34,331,422
措置費収入	36,195,638	事務費支出	5,140,960
補助金事業収入	6,843,294	事業費支出	4,252,887
		その他の支出	1,601,608
寄附金収入	105,999	その他の活動資金支出	898,569
受取利息配当金収入	113		
その他の収入	1,324,813	事業活動資金収支差額	214,057
合 計	46,439,503		46,439,503

##### 令和5年度 収支予算書

(単位：円)

収 入		支 出	
措置費収入	37,078,000	人件費支出	34,453,000
事務費収入	33,765,000	事務費支出	4,436,000
事業費収入	3,313,000	事業費支出	6,528,000
その他の事業収入	9,120,000	雑支出	1,120,000
補助金事業収入	6,600,000		
その他の事業収入	2,520,000	積立資産支出	224,000
寄付金収入	0	拠点区分間支出	517,000
その他の収入	360,000	予備費	517,000
雑収入	720,000	当期資金収支差額	△517,000
合 計	47,278,000		47,278,000

# 令和4年度 かりん 事業報告

## 目次

- 1 入居者の状況
  - (1) 児童の入居状況
  - (2) 月別入・退居状況
  - (3) 入居措置種別
  - (4) 年齢別入居件数
  - (5) 経路別入居件数
  - (6) 退居先別件数
  
- 2 入居相談の状況
  - (1) 年齢別入居相談
  - (2) 経路別入居相談
  
- 3 アフターケア件数
  
- 4 収支予算書・決算書

## 1 入居者の状況

### (1) 児童の入居状況 (令和5年 4月 1日現在)

性別	年齢	入居年月日	職業	入居経路	出身施設
女	17	令和3年12月27日	飲食業	名古屋市児相	里親
女	17	令和4年3月16日	飲食業 (単位制・広域通信制高校2年)	名古屋市児相	家庭
女	19	令和4年6月28日	飲食業 (大学2回生)	名古屋市児相	家庭

### (2) 令和4年度 月別入・退居状況

月別	各月初日入居児数	当月新規入居児数	当月退居児数
4	4	0	0
5	4	0	0
6	4	1	1
7	4	0	0
8	4	0	0
9	4	0	0
10	4	0	0
11	4	0	0
12	4	0	0
1	4	0	0
2	4	0	0
3	4	0	1
計	48	1	2

前年度からの繰越3名、令和4年度中に入居した者1名、合計4名の援助を行った。年間の入居児延べ人数は、48名で月平均4名であった。

### (3) 入居措置種別

種別	委託措置	一時保護委託	補導委託	私的契約	計
女	4	0	0	0	4
計	4	0	0	0	4

## (4) 年齢別入居件数

年齢	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳以上	計
女	0	0	0	1	0	1
計	0	0	0	1	0	1

## (5) 経路別入居件数

区分	児童養護施設	児童自立支援施設	児童相談所	家庭裁判所	弁護士	福祉事務所	その他	計
女	0	0	1	0	0	0	0	1
計	0	0	1	0	0	0	0	1

## (6) 退居先別件数

区分	アパート移動	会社寮等へ移動	他施設・機関へ移動	親族・知人宅へ移動	無断退所移動	その他	計
女	0	0	0	0	0	2	2
計	0	0	0	0	0	2	2

## 2 入居相談の状況

## (1) 年齢別入居相談

年齢	中学生	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上	不明	計
女	0	2	3	1	2	0	0	0	8
計	0	2	3	1	2	0	0	0	8

## (2) 経路別入居相談

経路別	児童養護施設	児童自立支援施設	児童相談所	家庭裁判所	保護観察所	弁護士	少年院	家庭その他	計
女	0	0	6	0	0	1	0	1	8
計	0	0	6	0	0	1	0	1	8

### 3 アフターケア件数

対応項目	来寮	訪問	電話	金銭援助	メール	トラブル等	宿泊	その他	計
女	5	3	3	0	27	0	0	1	39
計	5	3	3	0	27	0	0	1	39

### 4 収支予算書・決算書（かりん）

令和4年度 収支決算書

(単位：円)

収 入		支 出	
利用料収入	1,490,530	人件費支出	16,119,450
措置費収入	23,434,851	事務費支出	4,335,048
補助金事業収入	1,148,137	事業費支出	3,846,293
寄附金収入	196,182	その他の支出	232,585
受取利息配当金収入	66	積立資産支出	111,600
その他の収入	301,898	拠点区分間繰入金	225,000
		当期資金収支差額	1,701,688
合 計	26,571,664		26,571,664

令和5年度 収支予算書

(単位：円)

収 入		支 出	
措置費収入	24,173,000	人件費支出	16,758,000
事務費収入	21,644,000	事務費支出	4,043,000
事業費収入	2,529,000	事業費支出	3,148,000
その他の事業収入	2,222,000	その他の支出	240,000
補助金事業収入	602,000	積立資金支出	168,000
その他の事業収入	1,620,000	拠点区分間繰支出	181,000
寄付金収入	0	予備費	2,278,000
その他の収入	240,000	当期資金収支差額	△181,000
合 計	26,635,000		26,635,000

# 資 料

(慈 泉 寮)

## 1 入退居件数

年 度	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
入居件数	4	8	8	3	3	2	2	3	5	8	2 2	2 4
退居件数	4	3	4	3	5	7	4	2	4	4	2 1	1 9
入居件数合計	1 2		1 1		5		5		1 3		4 6	
退居件数合計	7		7		1 2		6		8		4 0	

## 2 年齢別入居件数

年 度	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15 歳	1	1	3	1	1	0	0	0	1	1	6	3
16 歳	1	4	1	0	1	1	2	3	2	3	7	1 1
17 歳	2	3	2	1	1	1	0	0	1	2	6	7
18 歳	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	1	3
19 歳	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0
合 計	4	8	8	3	3	2	2	3	5	8	2 2	2 4

## 3 措置種別件数

年 度	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
委託措置	1	2	3	1	0	0	1	1	2	2	7	6
一時保護委託	3	6	5	2	3	2	1	2	3	6	1 5	1 8
家裁等補導 委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私的契約等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	4	8	8	3	3	2	2	3	5	8	2 2	2 4



#### 4 相談経路別入居件数

年 度	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
名古屋市 児童相談所	4	8	8	3	3	1	1	2	5	8	21	22
市外児童相談所	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
市内 児童養護施設	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
市外 児童養護施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童自立支援 施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情緒障害児 短期治療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保護観察所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
弁 護 士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里 親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家 庭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	4	8	8	3	3	2	2	3	5	8	22	24

## 5 退居先別件数

年 度	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
アパート へ移動	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0	2	3
会社寮等 へ移動	2	0	1	0	0	0	2	0	0	1	5	1
他施設・機 関へ移動	0	2	3	1	2	1	0	0	1	0	6	4
親族・知人 宅へ移動	1	1	0	1	1	4	1	0	2	2	5	8
無断退居 移動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	2	1	1	1	0	1	3	3
合 計	4	3	4	3	5	7	4	2	4	4	21	19

## 6 年齢別相談件数

年 度	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
中学生	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1
15 歳	3	1	5	4	2	5	2	1	0	3	1 2	1 4
16 歳	2	4	4	4	4	8	5	6	3	6	1 8	2 8
17 歳	6	6	3	3	2	2	3	4	7	3	2 1	1 8
18 歳	1	3	2	3	8	2	0	4	3	5	1 4	1 7
19 歳	0	2	2	4	2	6	0	3	1	0	5	1 5
20歳以上	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1
不 明	2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	3	2
合 計	1 4	1 6	1 7	1 9	1 9	2 4	1 1	1 9	1 4	1 8	7 5	9 6

## 7 相談経路別相談件数

年 度	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
名古屋市 児童相談所	6	8	7	5	4	12	9	9	9	10	35	44
名古屋市外 児童相談所	1	1	2	5	5	4	2	2	1	4	11	16
市内児童養護施 設	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1
市外児童養護施 設	0	1	1	2	1	0	0	0	0	0	2	3
児童自立支援施 設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
情緒障害児 短期治療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保護観察所	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
弁護士	2	1	1	1	1	0	0	3	0	0	4	5
少年院	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
市内区役所	0	1	0	0	2	3	0	1	0	2	2	7
家庭・里親	2	0	1	0	1	0	0	1	3	1	7	2
そ の 他	2	4	4	5	5	4	0	3	0	1	11	17
合 計	14	16	17	19	19	24	11	19	14	18	75	96

## 8 アフターケア件数

年 度	平成30年度		平成31年度	
	男	女	男	女
来 寮	19	22	29	27
訪 問	7	7	16	1
電話・メール	60	24	246	51
金銭援助	0	0	0	1
トラブル・問題発生	0	0	0	0
宿 泊	0	0	0	0
その他	33	7	83	26
合 計	119	60	374	106

年 度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	男	女	男	女	男	女
来 寮	132	25	43	46	35	30
訪 問	8	3	9	17	7	7
電話・メール	1408	318	351	321	329	273
金銭援助	1	0	0	0	0	0
トラブル・ 問題発生	0	0	0	0	0	0
宿 泊	0	0	0	0	0	0
その他	144	31	229	201	146	124
合 計	1693	377	632	585	517	434

## 9 開設から現在までの総数（平成3年1月1日～令和5年3月31日）

- (1) 入居件数                    297名（男    144名・女    153名）
- (2) 退居件数                   290名（男    142名・女    148名）
- (3) 相談件数                   1048件（男    499名・女    549名）
- (4) アフター件数    12066件（男 6484件・女 5582件）